



平成 25 年 11 月 25 日

大阪市会議長 美延 映夫 様

大阪市公文書管理委員会
委員長 塩 見 昇

大阪市公文書管理条例第 7 条第 1 項に規定する議長が定める基準
の改正について（答申）

平成 25 年 11 月 25 日付けで当委員会に対して諮問された第 7 条の規定に係る、「大阪市公文書管理条例第 7 条第 1 項に規定する議長が定める基準」の改正案については、異議ありません。



平成 25 年 11 月 25 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市公文書管理委員会
委員長 塩 見 昇

大阪市公文書管理条例第 7 条第 1 項に規定する市長が定める基準の
改正及び第 28 条第 1 項にかかる運用ルールの制定について（答申）

平成 25 年 11 月 25 日付けで当委員会に対して諮問された次案については、異
議ありません。

- ・ 「大阪市公文書管理条例第 7 条第 1 項に規定する市長が定める基準」の
改正案
- ・ 大阪市公文書管理条例第 28 条第 1 項に基づく「歴史資料として重要で
なくなったと認める文書を決定するための運用ルール」案